保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人国立保育会

上井草保育園

〒167-0023 杉並区上井草 3-25-19

電話 03-3395-3648

FAX 03-3395-3689

1.保育園の概要

当園は、平成30年4月1日に、杉並区立上井草保育園の業務委託運営を開始し、同年7月1日に民営化にともない、新しい園舎で運営をおこなうこととなりました。杉並区保育園での「実体験に基づいた保育」、当法人の「自主性を引き出す保育」を実践し、お子様の、自己肯定感を育んでまいります。

施設名 上井草保育園 所在地 〒167 - 0023 杉並区上井草 3 - 25 - 19 電話 03 - 3395 - 3648 FAX 03 - 3395 - 3689

保育園の目的・理念・目標・方針

目的	心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の教育・保育を行うほか、保育所保育			
	指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。			
	◎かけがえのない命をはぐくむ場			
	全職員が、この理念に基づいて子どもたちの保育にあたります。子どもたちが「自			
理念	分の命をかけがえのないもの」と自覚し、「友だちをはじめ、みんなの命もかけが			
	えのないもの」そう考えられるように保護者の皆様と一緒に育んでまいります。			
	1. 心身ともに健康な子ども(健康)			
目標	2. 誰とでも仲良くできる子ども(人間関係・人権)			
	3. 自分で考え行動できる子ども(自主性)			
	「子どもの自主性を引き出す保育」の実践をし、子どもが自己選択、自己決定でき			
	る環境を整えます。			
方針	人的環境では「子どもと相談し、対話的保育を行なう」ことを、物的環境では「遊			
	びこめる空間を作る」ことを考慮し、職員のチームワークの中で「否定語・禁止			
	語・命令語・指示語」を使わない保育を目指していきます。			

職員体制

園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な
	指揮命令を行うとともに、乳児及び幼児を全体的に把握し、園務を掌る。
副園長	園長補佐・代行(必要に応じて配置)
主任	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育の内容
	について他の保育士を統括する。
副主任	主任保育士とともに地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を
	補佐し、保育の内容について他の保育士の指導に当たる。(必要に応じて配置)
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	看護師は、嘱託医等と連携を図り、乳児及び幼児の健康管理の業務を行う。
調理員	乳児及び幼児の発達段階に応じ、給食等(離乳食を含む)献立を作成する。
嘱託医	医務に従事

勤務体制の確保

- ①適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- ②施設の職員によって保育を提供する。
- ③職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

文書

- ①職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- ②子どもに対する保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

保育の提供に当たっての計画

保育に係る必要な事項の提供の記録

苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際してとった処理についての記録



定員

定員 200 名 5 年間で段階的に増やしていきます。平成 31 年度は 137 名を受け入れます。 0 歳児は、生後 57 日目から受け入れ。

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
人数	18名	30名	3 2 名	40名	4 0 名	4 0名
31 年度	12名	3 0 名	3 2 名	2 1 名	2 1名	2 1名

入園

詳しくは杉並区保健福祉部保育課保育相談係(電話 03-3312-2111 (代表)) へお問い合わせください。

休園日

日曜日 祝日 年末年始 (12/29~1/3)

開所時間

開園時間		7時30から19時30分	
保育提供時間	保育標準時間の方	7時30分から18時30分	
	保育短時間の方	7時 30分から 18時 30分のうち	
		8 時間以内	
延長保育時間	保育標準時間の方	18時30分から19時30分	
	保育短時間の方	保育時間 8 時間を超えた時間	

※延長保育は満1歳の誕生日から利用できますが、詳しくは後述の上井草保育園延長保育規程を ご参照ください。

保育料

- 1. 通常の保育料(保育費) は、居住地の自治体(市区町村)の決められた方法で納入願います。
- 2. 延長保育料は、ご利用形態や実績に応じて、園から請求させていただきます。

※詳しくは後述の上井草保育園延長保育規程をご参照ください。

欠 席

欠席の時は、午前 9 時までにご連絡ください。お休みが決まっていて保育園に届けてある日は、電話など連絡の必要はありません。また、緊急連絡メールからのご連絡も可能となっております。

玄関について

- 1. 玄関は、防犯上施錠しております。ICカードを利用し、開錠しお入りいただく方法と、インターフォンによる対応でお入りいただく方法がございます。ICカードを利用の方は、別途お申込みいただき、ICカードを発行させていただきます。
- 2. 玄関は必ずお子様と一緒に出入りをしてください。
- 3. 一緒に出入りすることをお子様にもお伝えいただき、飛び出しには十分にご注意ください。
- 4. IC カードをお持ちでない方のお迎えは、インターフォンでお知らせください。こちらで確認 後、開錠いたします。例:「〇〇組〇〇の祖母です」など。

ICカード

- 1. 登降園の玄関扉の開閉に登録制の IC カードをお持ちいただいています。
- 2. 料金は一切かかりません。
- 3. 「ICカード発行申込書」にご記入いただき、保育園へご提出ください。
- 4. IC カードは、卒園・退園時に返却をしていただきます。
- 5. 紛失の際は、速やかに職員までお知らせください。

自転車での送迎について

- 1. 玄関前に駐輪スペースを用意しておりますので、そちらをご利用願います。
- 2. 駐輪スペースおよび園管理敷地内に自転車を長時間停めておくことはできません。

自転車事故に注意

保育園の送迎に自転車を利用される方も多いと思います。

☆お子さまにヘルメットを被せる! ☆スタンドはしっかり立ててから乗り降りする! ☆自転車にお子さまを乗せたら側を離れない! ☆かかとを後輪に挟まないように気をつける! 最近は自転車事故での重 傷者が増えており、死者も 出ているそうです。

※お子さまを事故から守る ことは大人の役目です。

※ルールを守って安全に 乗りましょう!!

ベビーカーでの送迎について

- 1. 玄関付近にベビーカーの留置スペースを用意しておりますので、そちらをご利用願います。
- 2. 留置スペースにベビーカーを降園まで留め置くことは禁止しませんが、園での管理は行って おりません。折りたたんでくださるようお願いします。

連絡

- 1. お子さまの病気・事故等で急ぎの連絡を差し上げる場合がありますので、緊急のご連絡先は複数お知らせ願います。誰もお迎えに来られないことがないよう、どなたかと連絡が取れるようにしてください。
- 2. 緊急連絡先、住居、保護者の勤務先等の変更があった場合、お知らせ願います。

虐待禁止

- 1. 保育園は子どもの心身に有害な影響を与える行為はしません。
- 2. 保育園は子ども家庭支援センター等への通知の義務があります。
- 3. 保育園は入所児の人権擁護、虐待防止のための次の措置を講ずるものとします。
 - ・人権の擁護、虐待防止等に関する体制の整備
 - 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - その他、入所児の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置

秘密保持

- 1. 業務上知りえた園児や保護者などの個人情報を漏洩しないよう、プライバシーの保護に十分注意して安全性を確保します。
- 2. 保護者より提出していただいた個人情報は、園児を保育する上で必要としますので他に利用する ことはありません。
- 3. 提出していただいた個人情報を第三者へ公開することはいたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその限りではありません。
 - ① 保護者の同意がある場合
 - ② 法令により提出を求められた場合
 - ③ 園児や保護者など及び、当園や職員の生命、身体その他利益を保護する必要がある場合。
 - ④ 個人情報保護契約などの十分な漏洩防止措置を講じたうえで、監事の承認を受け、取り扱い を外部に委託する場合。

苦情解決

保育園やお子さまのことでお気づきのこと、改善して欲しいことがありましたら、ご相談ください。責任者 又は第三者委員を含めて解決をしていくように窓口を設置しています。

ご意見・ご要望の受付け担当者 主任保育士 猪俣大地

ご意見・ご要望の相談解決責任者 園 長 菊地志江

第三者委員については、玄関書面の掲示コーナーに掲示しております。

事故発生の防止及び発生時の対応

- 1. 事故の発生又は再発防止のため、措置を講じる。
- 2. 保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家庭等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じる。

緊急時等における対応方法

保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

お願い事項

- 1. 持ち物全てにお子さまのお名前をご記入願います。
- 2. 朝食を食べてから登園願います。
- 3. 玩具やお菓子などを持たずに登園してください。
- 4. 食べながらの登降園は固くお断りします。アレルギーを持つお子さまもいますので、ご協力 お願いいたします。

保育園からのお知らせ

- 1. 園だより、クラスだより、保健だより、食育だよりで今後の予定などお知らせいたします。
- 2. 行事は年間行事予定をご覧ください。
- 3. 幼児クラスの日々の様子は、玄関正面のクラス掲示をご覧ください。
- 4. 急なお知らせは、玄関正面の掲示コーナーに、掲示にてお知らせいたします。
- 5. 1階玄関正面掲示コーナーは、保育園からのお知らせ、保健からのお知らせ、給食からのお知らせ、クラスからのお知らせを掲示しております。感染症などのお知らせもあるので、お目通しください。

連絡帳

0歳、1歳、2歳児クラス…家庭の欄には検温、睡眠時間、食事の量や食べ具合、便の状態など 把握するために記入していただき、保育園の欄には園での日々の 様子を記載いたします。

3歳、4歳、5歳児クラス…必要に応じ、個別で対応いたします。

防災と安全管理

園では、安全管理や事故を未然に防ぐために防災計画をたて災害時を想定した避難訓練及び消火訓練を毎月1回実施しています。年に1回は保護者への引き渡し訓練も実施しております。お忙しいとは存じますが、可能な限りご協力をお願いします。

また、災害発生時について、発災直後の緊急避難場所は園庭とします。避難が長期間にわたる場合は、関係機関の指示により移動いたしますが、お子さまはいかなる場合であっても、何日間であっても、必ず保護者にお引き渡すまでは、園で全責任を以ってお預かりいたしますので、保護者の方々が帰宅困難となった場合でもご安心ください。

地域連携

運営にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力をおこなう等、地域と交流をしてまいります。

説明責任

保育の提供に関し、あらかじめ、運営規程等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、保育の提供について同意を得ます。

土曜保育

ご両親ともにお仕事になり、毎週ではなく不定期で保育が必要な方はその週の水曜日までにクラス担任に伝えてください。0歳児以外は土曜日の保育は乳児組・幼児組合同保育となります。

入所後の届など

家庭の状況(職場、住居、氏名など)に変更があった場合は下記の届が必要です。(届書は事務室に用意してあります)。

- *通園家庭状況調査票及び緊急時園児引き渡し票
 - 保育園で書き換え、もしくは再提出してください。
- *変更届 複写式の用紙ですので、指示に従って1枚ずつ杉並区と保育園の両方へご提出ください。
- * 転居などの理由により転園、退園をされる場合は、区役所に転園、退園予定を速やかに伝え、 保育園にもお知らせください。

登降園

- 1. 登園・降園は申込時間を守ってください。
- 2. 登園・降園には必ず保護者が付き添って、途中事故のないようにご配慮ください。
- 3. お迎えの時間が遅れる時は、事前に園に理由を連絡してください。
- 4. その日のお迎えが変わる場合、事前にお電話などで、その方のお名前等を、<u>必ずお知らせ</u>願います。確認ができない場合は、お子さまをお引き渡しできません。 なお、お引き渡しは、原則、高校生以上の方にお願いしております。
- 5. 車での登園・降園については、杉並区では、ご遠慮いただいているとのことです。ご理解と ご協力をお願いします。

●登園したら

- ① お子さまと一緒に朝のご挨拶をお願いします。
- ② お迎えの方・時間の変更がある場合、怪我・体調のことなど変わったことがあった場合はお知らせください。
- ③ 着替えの補充がある場合はお願いいたします。

●降闌する時は

- ① お迎えに来られたら、職員に声をかけお子さまと一緒に挨拶をしてください。
- ② 持ち物(カバン・着替え・上履きなど)をお持ち帰りください。

●仕事がお休みで登園する場合

急病や事故でご連絡を入れる場合もありますので、連絡先を必ず職員にお伝えください。 連絡帳や職員に口頭でお知らせください。

安心して園生活を送るために





不審者の侵入に気を付けて!!

保育園の中に入る時は・・・

ICカードをカードリーダーにかざす前に、周りに見知らぬ人がいないか確認をお願いします。

玄関扉を開けたら素早く入ってください。扉が開いたままの状態では、不審者が侵入する可能性が高くなります。また、園外に出る時も同様です。

注意

- *必ず自分の IC カードで園内に入りましょう。誰かの後に続いて一緒に入らないようにしてください。不審者も一緒に園内に入り込む可能性があります。
- *IC カードは保護者の方の管理のもと、丁寧に取り扱いましょう。紛失して、他人が使用することのないよう気を付けてください。
- *IC カードを忘れた場合、インターホンを押してください。その際、カメラの前にお立ち頂き、お顔を見せてください。そして、「〇〇組の △△のお迎えに来ました。カードを忘れました。」とお話しください。ご家庭内での周知をお願いいたします。



1歳未満	1歳児・2歳児	3歳児以上
7:30 保育開始	7:30 保育開始	7:30 保育開始
視診 検温 挨拶	視診 挨拶 自由あそび	視診 挨拶 自由あそび
室内あそび・外気浴・睡	9:30 おやつ あそび 活動	9:30 あそび・活動
眠		
11:15 離乳食	11:20 1歳食事	11:45 食事
	11:30 2歳食事	
11:45 水分補給・睡眠 ∠<	12:30 順次午睡	
		13:00 順次午睡
15:15 検温 軽食	15:00 目覚め おやつ あそび	15:00 目覚め おやつ あそび
あそび・睡眠	18:30 延長保育時間	18:30 延長保育時間
 18:30 保育終了	19:30 保育終了	19:30 保育終了
10.00 休月於]	13.00 休日於]	13.00 休月松】

主な年間行事予

4 月	☆入園・進級式 〇春季健康診断 ★前期保護者会	11 月	☆3歳お散歩遠足 ☆焼き芋会 ☆エコ教室	
5 月		12 月	☆農芸高校との交流・収穫体験 ☆お楽しみ会・お楽しみ会食	
6 月	☆お楽しみ会 ○耳鼻科検診・眼科検診 (4.5 歳児)	1月	☆新年子ども会 ☆お茶会(4.5歳児) ★5歳児大きくなったね会・保護者会	
7月	☆プール開き☆七夕・七夕会食☆プールあそび(7月~8月)★夏まつり	2月	☆節分・豆まき ★4歳児大きくなったね会・保護者会 ★3歳児大きくなったね会・保護者会 ★後期保護者会(0~2歳児保護者)	
8月		3月	☆ひな祭り・ひな祭り会食☆お別れ遠足(5歳児)☆お別れ会食★卒園式	
9月	★引き渡し訓練 ☆お楽しみ会・お楽しみ会食 ○歯科検診	をし	会は、お子様の誕生日にクラスでお祝い ます。 は、保護者参加の行事です。	
10 月	★運動会 〇秋季健康診断 ☆バス遠足(4·5歳児)	(その他) 月1回実施:避難訓練 身体測定 随時実施:保育参加 個人面談		

2、食事・食育

●食育目標

- ①おなかのすくリズムの持てる子ども
- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤食べものを話題にする子ども

●園での食事は・・・

- ○行事食を取り入れ、日本の食文化を伝えていきます。
- 〇手作りを基本とし、素材を活かして食事作りをしています。
- ○食欲がでるよう、彩りよく調理・盛り付けに気を付けています。
- ○季節感を味わえるよう、旬の食材を使用しています。
- 〇だしは昆布、鰹節、煮干し、鶏がらからとっています。

献立表は、月末に各家庭に配布しています。その日に使う食材などが書いてあります。 また、実際の食事を見ていただくために、サンプルを毎日展示していますので、お迎えの際に ご覧ください。

●おやつについて

子どもにとっておやつとは、3回の食事だけでは摂取しきれないエネルギーや栄養素、水分を補給するために必要なものです。また、食事とは違った楽しみのひとつでもあります。園では、夕食に差しつかえない程度のおやつを提供します。

●朝食をしっかり食べてから登園しましょう

規則正しい食事と睡眠は子どもの心と体の成長に必要不可欠です。朝食は朝起きて頭を働かせるための大事なスイッチです。朝食を食べないと、脳にいく糖質がなくなり頭がボーっとしてあくびばかり出て、元気に遊ぶことができません。朝ごはんは一日の元気の源です。しっかり食べてから登園しましょう。

●離乳食

生まれてから母乳やミルクを飲んでいたあかちゃんが、食事を食べられるようになるための練習が離乳食です。食べるという行為自体が初めてのあかちゃんは、食べ方や食べ物の味、食感、匂いに慣れていくことからはじまります。月齢や個人によって差がありますが、個々の成長に合わせて対応していきます。ゆっくりとあせらず、いっしょに進めていきましょう。



●食育活動・調理保育

各年齢の成長にあわせ、調理保育を行っています。子どもが「食べ物に触れたい、やってみたい」と思ったときに、子どもの成長にあわせた食事づくりに関わる体験を広げていくことが大切です。誰かのために食に関わる役割をもたせ、実践することで達成感を味わうことができます。そうした働きかけが、食へ関わる意欲をつくり、子どもの自信になります。子どもが大人と一緒になって楽しむ過程が最も大切です。ぜひご家庭でもいろいろな食体験をさせてあげてください。

●献立

児童福祉施設給食の給与栄養目標算出例を参考に、自園の給与栄養目標量を設定して、完全給食を実施しています。また、アレルギーについても極力対応させていただいておりますので、お気軽にご相談ください。

- ●毎月食育会議を開き、献立内容や喫食状況などを検討して美味しい食事を提供するようにしています。
- ●食育だよりは月1回発行しています。

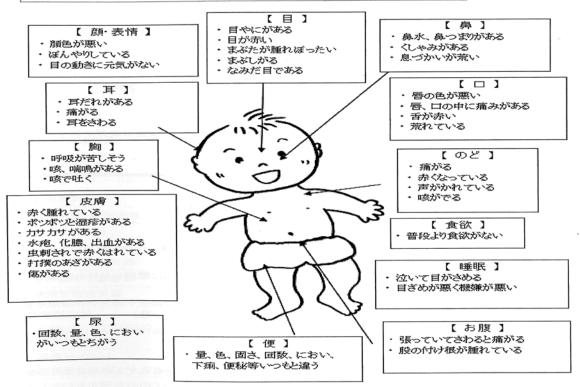
3、健康管理

保育園では保護者の皆様と連絡を密にし、お子さまが毎日元気に生活できるようにしていきたい と思います。集団生活のため、以下の症状がある場合、ご家庭での療養をお願いする場合がありま す。

- 1. <u>熱がある</u>…保育中は目安として 38.0 度までは様子をみます。熱はなくてもぐったりしている、 動きがにぶい、咳がひどい、など普段と比べて全身状態が違う時。
- 2. 目が赤い、目やにが多い・・・・感染症疾患の可能性もありますので、登園前に医師の診断を受けて下さい。
- 3. 発疹がある…感染症疾患の可能性もありますので、登園前に医師の診断を受けて下さい。
- 4. 下痢、吐き気…回数が多くなってきますと、集団生活が困難になります。小さい子どもほど脱水 状態に移行する危険性がありますので、嘔吐・下痢の状態によりご連絡する場 合があります。
- 5. 体に発疹が出ている。
- 6. 予防接種は、接種後30分体調に変化がないことを確認していただき、登園してください。接種した際は担任・看護師にお声かけください。

上記以外でも全身の様子を見て、連絡をする場合があります。出張、外勤の方は連絡が取れるようにしておいてください。保護者の方がお迎えに来ることができない場合の手立てを考えておきましょう。病児・病後児保育の利用、育児支援サービスなどの利用など。

日々の健康観察・子どもの症状を見るポイント



子どもの体調が良くない時

- 体調が悪い子どもにとって、集団保育は負担になります
- 周囲の他の子ども達へ感染症を広げてしまうこともあります
- 最初に無理をさせてこじらせてしまうと、回復が遅れる事にもなりかねません 回復が不完全な状態で集団保育に戻すと、ぶりかえして、また状態が悪くなることもあるの で、元気になってから登園しましょう。

こんな時は体調が悪くなる前兆かもしれません

- ・朝の体温がいつもより高い 朝食を食べようとしない
- 夜中、何回も起きたり、泣いたりを繰り返す
- ・鼻水がダラダラとひっきりなしに出る。涙目で表情がボーとしている(熱が出る前かな?)
- ・朝、なかなか起きない・朝や夜に咳が良く出ている・体のどこかを痛いという

病気でお休みする時(感染症も含む)は病名や症状をお知らせください。

家でいつもと変わったこと(熱を出した、けがをしたなど)や薬を飲んでいる時はお知らせください。

病後の登園について

かぜや感染症などで、保育園をお休みした後に登園する場合、お休み中のお子さまの様子を連絡 帳や保育士にお知らせください。

病院の医師には保育園に通っていること、病後の登園においても、散歩をしたり、園庭で遊んだり、原則みな同じ活動をします。集団生活ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

かかりつけ医を決めておきましょう

保育園生活を始めると、たくさんのお友達と関わりができます。年齢も0歳から5歳児まで異年齢です。感染の機会がお家で過ごしているときより多くなります。色々相談したり、子どものことをわかってもらえたりしていると安心ですね。

年間保健計画

- ・園医による健康診断(内科):0歳児毎月、1~5歳児年2回
- ・歯科検診:全園児年1回 ・耳鼻科:4~5歳児年1回
- ・眼科健診:3~5歳児 年1回 ・視力測定:4~5歳児年1回
- 身体測定:全園児毎月
- ・手洗い指導、うがい指導など

健康カード

お子さまの健やかな成長を記録するため、健康カードを活用しております。健診結果、身体測定、検査結果を記入し、月1回程度お渡しいたします。結果をご確認後、園までお返し願います。

おむつ交換・排泄物の取り扱いについて

- 1.乳児のおむつ交換の際、感染症予防のため、専用マットを敷き、さらに個別で使い捨ての紙シー ト(新聞紙)を使用しています。使用後のおむつと一緒に処分させていただきます(処分を希望さ れた方のみ)。
- 2. おう吐物、便、血液などで汚れた衣類等は、保健所の指導により、処理過程での感染予防のため、 そのままビニール袋に入れお返しします。ご家庭での洗濯をお願いします

子どもの元気な時の「平熱」を知っておくことが症状の変化に気づくめやすになります ○いつもと違うこんな時は子どもからのサインです

- 親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目がさめる

・元気がなく顔色が悪い

きっかけがないのに吐いた

いつもより食欲がない

便がゆるい

- 目やにがある、目が赤い

〇今までになかった発疹に気がついたら

- 発疹以外の症状はありませんか?
- 時間とともに増えていないか?などの観察をしていきましょう。
- ※保育園で感染症はでていないか確認しましょう

(厚生労働省 2012 年 保育所における感染症対策ガイドラインより)

●薬について

保育園での薬の取り扱いについて

- ① 原則として園で内服薬は一切与えられませんのでお子さまに持たせないようお願い いたします。
- ② 熱性けいれんやアレルギー疾患、喘息、アトピー性皮膚炎などで、長期的に服用しなけ ればならない場合は、ご相談ください。
- ③ 保育園に通園していることを主治医に話し、極力保育園で扱わないで済むようにお願いしてく ださい。ご協力お願いします。

預かり可能な薬(医師が処方した薬であること)

- ・熱性痙攣, てんかんなどの抗けいれん薬・・慢性疾患(心臓病など)の治療薬
- ・アトピー性皮膚炎、湿疹などの軟膏

主治医(園医)と園長に相談し確認後の対応となります

薬を預かる場合についての提出書類

与薬申込書(記入するにあたっては主治医にご相談ください。有効期限は半年です。継続の場 合は、再度提出が必要です)

※薬剤情報提供の写し(お薬手帳の写し)がありましたら、添付してください。

- ●必要な方はクラス担任までご相談ください。
- ◆**ひきつけ**の経験のあるお子さんで、熱性けいれん予防のための坐薬をお持ちの方は保育園で発 熱したときのための対処法を主治医にご相談し、園長・看護師にお知らせください。

緊急時対応で保育園に坐薬を預ける時は、医師からの指示が必要となります。坐薬をお預かり する際は、別紙にて看護師がお話を伺います。

◆外用薬(塗り薬など)は、医師が処方した薬に限定しお預かりできます。

乳児突然死症候群について(SIDS・シズ)

乳児突然死症候群(SIDS)とは、それまで元気に育っていた赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死してしまう病気です。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、1歳児以上でも発症することがあります。睡眠中は定時的に呼吸、顔色等をチェックしています。また、仰向けで寝るようにしています。

保育園では SIDS 予防のために、

- うつぶせ寝も寝返りができるまでは仰向けで寝るようにしています
- よだれかけははずして寝かせています
- 顔が見える体勢に寝かせています
- 温めすぎないように調節します

また睡眠中、0歳児は5分毎、1歳児は10分毎、2歳児は15分毎、幼児クラスは随時に呼吸、顔色、布団や掛物が顔にかかっていないか、体の向きをチェックしています。ご家庭でもお子さまの睡眠環境に注意しましょう

汚れた衣類やオムツの返却について

集団生活をしている保育園では感染が拡大する可能性があります。**感染を拡げないようにするため**、嘔吐や下痢、血液で汚れた衣類は洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。

下痢や嘔吐があった後、24 時間はご家庭で様子を見ましょう。**普通の食事ができ普通の便が確認できてから登園**しましょう。ウィルスは目に見えず回復するのも時間がかかります。集団生活での二次感染を防ぎ、子ども達が元気に園生活を送れるために保育園でも注意予防していきますので、ご家庭でもご協力お願いいたします。

汚れた衣類やリネンの家庭での消毒方法について

使い捨て手袋や専用のエプロンを着用して、汚物(吐物)を落としてください。 そのあと消毒します。塩素系消毒剤で消毒する方法と熱湯で消毒する方法があります

●次亜塩素酸ナトリウムで消毒する方法・・・消毒液に、10分以上浸す

塩素濃度 5%の家庭用塩素系漂白剤の消毒液の作り方

水の量	家庭用漂白剤の量
30 (60 倍希釈)	約 50ml

●熱湯で消毒する方法・・・衣類等に熱湯をつける(85°Cの熱湯に1分以上) 消毒後他の洗濯物と分けて洗濯しましょう

|予防接種を受けましょう(なぜ、必要なの)|

子ども自身の身を守るためにも、また子どもが感染源にならないためにも予防接種を受けて子 ども達を感染症から守りましょう。

保育園は集団生活をしているところですので、うつる病気にかかる可能性が高いといえます。うつる病気は、子どもにとって熱が上がったり、食欲がなくなったりと身体の負担が大きいです。そのために予防接種をして、その病気に対する抵抗力をつけておくことで、予防することができます。(まれに予防接種をしていてもうつることがありますが、比較的軽く済むことが多いです)

小児科医(主治医)と相談してスケジュールを立てましょう。

うつる病気にかかった時は

病院で、うつる病気(感染症一覧参照)と診断された時は登園停止となります。

他の子どもにうつさないためだけでなく、かかった子ども自身、ほかの病気を併発させないため ゆっくり休んで体力を回復させることが大切です。

なかには登園停止ではなく、医師の判断によるものもあります。医師の判断と合わせてお子さん の体調面をみる事が大切です。

「感染症の掲示について」

感染症が発生した時には、玄関口の掲示板にてお知らせします。

予防接種を受けていない病気の流行がみられたときには、すぐ接種すれば間に合う時もあります。主治医に相談しましょう。

水いぼについて

日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会から「プールの水ではうつらないので、プールに入っても構わない。ただし、タオル、浮き輪、ビート板などを介して移ることがあるので、これらの共有はできるだけ避ける」という見解を出しています。

抗体ができれば自然に消失するので保護者の方と相談しながらすすめていきます。(夏になり、 プールの時期は裸の状態で接触が多くなるため、治療等の必要性についてご相談させて頂く場合も あります)

登園許可意見書について

登園停止のうつる病気は、病気の種類によってほかの人へ感染しなくなる時期を定めています。 これらは医師が判断します。医師から保育園に通っても良いと診断を受けた時は、**登園許可意見書** が必要です。

その他の感染症でも医師からの診断を受けたうえ、集団生活がおくれるまで回復したことを確認 し、**保護者の方に登園届**を記入して頂くことがあります。これらの届け用紙を提出して頂かないと 登園できません。コピーしてお使いいただくか、職員にお声掛けください。

●登園の目安

(1)症状別による登園の目安

	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱	 ・朝から 37.5℃を超える発熱 ・元気がない ・機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食や水分がとれていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた ※1 歳以下は、上記にプラスして、 平熱より 1℃高い時 	 ・24時間以内に38℃以上の熱は出ていない ・熱が37.5℃以下 ・元気があり、機嫌がよい ・顔色がよい ・食事や水分がとれている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・おしっこの回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24時間以内の解熱剤を使っていない
下 痢	 ・24時間以内に2回以上の下痢便がある ・食事や水分をとると下痢がある ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、おしっこが出ていない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪く、ぐったりしている。 	・感染症のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の下痢便がない ・食事、水分をとっても下痢がない ・発熱を伴わない ・おしっこが出ている
唱 吐	 ・24 時間以内に2回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪い、ぐったりしている 	 ・感染症のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取でき食欲がある ・機嫌がよく元気である ・顔色が良い
咳	 ・夜間咳の為、頻回に起きる ・喘鳴や呼吸困難がある。呼吸が速い。 ・37.5℃を超える発熱 ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく、食事・水分はとれない ・少し動いただけで咳が出る 	 前日38℃以上の熱は出ていない ・喘鳴や呼吸困難はない ・続く咳がない ・37.5℃を超える熱を伴っていない ・機嫌がよく元気である ・食事や水分がとれている
発疹	 ・発熱とともに発疹がある ・今までにない発疹が出たとき ・医師に登園を控えるように指示されたとき ・口内炎があり、食事や水分がとれないとき ・機嫌が悪い ・とびひ(顔などで患部が覆えない時、 浸出液が多く、他の子への感染のおそれがある時、痒みが強く手で患部を掻いてしまう時) 	・感染症のおそれがないと診断されたとき

※登園の目安以外にも下記の状況により、家庭保育をお願いする場合もあります。

目が赤い 目やにが多い	感染症の病気もあるので、登園前に眼科医の診断を受けて下さい。
頭を打った	頭を打った時、24 時間は、安静にしてご家庭で様子を見ましょう。
	ぶつけた直後は元気でも、後から症状が出現することもあります。特に最
	初の 6 時間ほどの間に容態が変化することがあり、この間の観察は非常に
	重要です。ただし、眠りがちになったり、頭痛、嘔吐、吐き気を訴える、
	けいれん、首の痛み、手足のまひ、言葉の障害、鼻血が止まらない、「いつ
	もと違う」というときは、必ず受診をしましょう。
異物を飲み込んだ	登園前に受診をして、登園可能かどうか、集団生活が可能かどうか医師
	にご確認ください。
骨折した	集団生活が可能かどうか(食事、排せつ、着脱、あそびができるか)医
	師にご確認ください。保育園までご連絡をお願いします。

(2)感染症による登園の目安

乳幼児において予防すべき感染症があります。これらの病気は感染力が強く、流行する可能性があり重篤な経過をとるものもあります。病気によっては登園を停止していただくものがあります。これらの感染症においては、病気が治って登園する場合は、医師が記入した、「登園許可意見書」、保護者が記入する「登園届」の書類が必要になります。この登園の目安は厚生労働省による「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って対応しています。

1)登園許可意見書が必要な病気				
病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間	
百日咳	接触、飛沫	1週間	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療 が終了するまで	
麻疹(はしか)	空気、接触、飛沫	10~12日	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	接触、飛沫	2~3週間	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで	
風疹	飛沫	14~21日	発疹が消失するまで	
水痘(水ぼうそう)	接触、飛沫、空気	2~3週間	すべての発疹が痂皮化するまで	
帯状疱疹	接触	2~3週間	水痘と同様	
咽頭結膜熱 (プール熱)	接触、飛沫	5~6日	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
結核	空気	1~2週間	症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫	3~4日	同上	
腸管出血性大腸菌感染症	経口	4~8日	同上	
流行性角結膜炎 (はやり目)	接触	1週間後	同上	
急性出血性結膜炎	接触	24~36時間	同上	
感染性胃腸炎	糞口、接触、飛沫	1~3日	嘔吐下痢症状軽快し、全身症状改善されるまで	
②登園届が必要な病気				
病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間	
インフルエンザ	接触、飛沫	24~48時間	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	

(3)登園許可意見書は	③登園許可意見書は必要ないが、注意が必要な病気				
病名	感染経路	潜伏期間	登園のめやす		
溶連菌感染症	経口、飛沫	2~7日	適切な抗生物質治療開始後、医師の判断で伝染の恐れがないと認めるまで		
単純疱疹 (ヘルペス)	接触	3~7日	患部が完全に痂皮化するまで被覆し登園可能		
手足口病	糞口、接触、飛沫	2~7日	発熱がなく、全身状態が良好ならば登園可		
伝染性紅斑 (リンゴ病)	飛沫	1~2週間	発熱がなければ登園可		
ヘルパンギーナ	飛沫、糞口、接触	2~7日	急性期を過ぎ医師の判断において伝染の恐れがないとみとめるまで		
マイコプラズマ肺炎	接触、飛沫	2~3週間	同上		
伝染性膿痂疹(とびひ)	接触	2~10日	患部を被覆し登園可		
突発性発疹	飛沫、経口、接触	10~15日	発熱などの症状がおさまり医師の判断において伝染の恐れがないと認め るまで		
RSウイルス	接触、飛沫	2~8日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染生軟属腫(水いぼ)	接触		登園停止の必要なし		
アタマジラミ	接触		登園停止の必要なし		

※保育園は乳幼児が長時間生活をともにする場ですので、以下の配慮をお願します。

- ・園内での感染症の集団発生につながらないこと
- ・子どもの健康状態が園での集団生活に適応できる状態に回復していること

<インフルエンザ>

インフルエンザにおいて、「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。 日数を数える日は、発症した日(発症が始まった日)は含まず、翌日を第一日と数えます。

	発症(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後					
1 日目に			1日目	2日目	3日目		登園	(解熱後	3 日たっ	ても発症
解熱した							可能	後 5 日	たたない。	と登園で
場合							HJ RE	きません	<i>)</i>)	
	出席停止 —									
発症後	発熱		発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後			
3 日目に								2 ≿ (3 E)		
解熱した								登園		
場合					1日目	2日目	3日目	可能		
	出席停止 一						-			
発症後	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	解熱後	
5 日目に										₩ (=)
解熱した										登園
場合							1日目	2日目	3日目	可能
	出席停止—								-	

インフルエンザを含め登園停止の感染症を発症し兄妹を送迎する時

- ・園舎内には入れません。
- 玄関のインターホンでお知らせください。職員が玄関までお迎えに行きます。

送迎者が感染症を発症しているが、子どもの送迎をしなけれ 439439 ばならない時

- ・玄関での送迎としますので、インターホンを押してください。
- ・抗インフルエンザウイルス薬が処方されることが多く、感染力が消失していない時期でも解熱 することがあります。
- ・出席停止期間を守りましょう。

生活リズムについて

子どもの就寝時間が遅くなりつつあることが問題になり、子どもの慢性的な睡眠不足が心配されています。大人のライフスタイルの変化などが、子どもの生活リズムに影響を与えていることがわかっています。毎日規則正しく過ごしましょう。早寝早起きは大切です。

爪は週に1回切りましょう

- ◇ 爪が伸びていると友だちをひっかいて傷つけてしまうことがあります。子どもの皮膚はやわらかい為爪の跡が残りやすく、また目の場合は眼球を傷つけてしまうことがあります。
- ♦ 爪に汚れやばい菌がたまりやすく、手からばい菌が口に入ってしまいます。
- ◇ 皮膚をかきむしりとびひの原因となることもあります。
- ◇ 爪が割れたり、はがれたりしたときは、絆創膏などで保護し、一時的に対応します。降園後、 爪切りなどの対応をしてください。

洗髪について

頭じらみが、季節に関係なく流行することがあります。毎日の洗髪は保護者の方がしてくださる ようお願いします。

お子さまが自分で洗髪した時も、見て乾かしてあげてください

頭髪に卵や虫など発見した時は、必ず連絡をお願いします。

保育園で行う定期検診

	0 歳児(月1回)	歯科検診	0~5 歳児(年1回)	
内科健診	1~5歳児(年2回)	眼科検診	3~5 歳児(年1回)	
		耳鼻科検診	4~5 歳児(年1回)	

4、防災と安全管理

災害や事故はいつ起こるかわかりません。保育園では子どもたちを守るために日常の安全管理に 努めています。

● 当園は、緊急地震速報を導入しております。

● 職員の共通理解と園内体制

- ① 不審者情報があった時の状況や安全管理について職員会議で話し合っています。会議で話 し合うことで職員の共通理解と安全管理の向上に努めています。
- ② 部外者の訪問には常に気をつけています。
- ③ 訓練を行い緊急の場合に備えています。
- ④ 子どもの特性についての学習、子どもの事故の実態を知る学習の場をもち、事故を未然に 防ぐことができるよう職員の能力の向上に努めています。

● 訓練の実施

- 地震や火災を想定した避難訓練…毎月(職員・園児)
- 救急救護の習得・消防署員の指導による職員研修(人工呼吸など)…1回/年(職員のみ)
- 〇 消火訓練・・・毎月 (職員のみ)
- 不審者侵入を想定した訓練の実施… (職員・園児)
- 〇 災害を想定した引き渡し訓練…1回/年(職員・園児・保護者)

● 施設設備面における安全管理

- ① 防犯カメラの設置
- ② モニター付インターホンの設置
- ③ 全部屋に「学校 110 番」直結の非常通報装置が設置されています。
- ④ 保育園の内外の施設・設備・遊具について安全点検を行っています。
- ⑤ 施設・設備・遊具に破損・異常を発見した時は速やかに修理・対応しています。

● 子どもへの安全教育

- ① 遊具・園庭・プールでの遊び方について指導をしています。
- ② 防災・防犯についてクラスで話し合う場を設けています。

● 保育園と保護者の取り組み

- ① 不審者情報があった場合、情報の掲示をします。
- ② ご家庭でも犯罪や事故から身を守ること(知らない人に声をかけられたらついていかない こと、大きな声を出すことなど・・)についてお子さまと話し合う機会をつくってみてく ださい。

● 通園における安全対策

送迎者の徹底をはかっています

- ・ 入園時にお迎え予定者の方の確認をしています。
- ・予定者と変更になる時はご連絡してください。
- 予定者と違う方がお迎えに来られた時は確認の電話をさせていただきます。
- ・お迎えの方が予定と異なり、確認できない時はお子さまを引き渡せません。

● 保育園の戸外活動における安全確認

- ① 危険な場所・設備などの把握をするように心がけ、危険な場所を発見した時は全職員への 周知を行っています。
- ② 園外活動の際には、携帯電話・防犯ブザー・笛を必ず持参し、何かあった場合はすぐに保育園と連絡が取れるようにしています。

災害発生等における保育園の対策

1、火災・地震で保育園に被害があった場合

- ① 安全な場所に避難させます。
- ② 情報を得た時点で、お子さまのいる避難所に来て引き取りをお願いする場合があります。 ②非常時災害時の避難場所は、こちらです。

第一次避難場所 上井草保育園 園庭または保育室

第二次避難場所 三谷小学校

2、風水害・大雪またはその「おそれ」がある場合

- ① 台風・集中豪雨・大雪注意報または警戒が発せられた場合はテレビ・ラジオ等により気象情報を常に確認し、被害のおそれのある時は、自主的に早めのお迎えにご協力ください。
- ② 台風・集中豪雨等の状況によっては、お迎えのご連絡をし、引き渡す体制をとる場合があります。

3、大規模地震警戒宣言が発令された場合

- ① お子さまを安全な場所に集めて引き渡たせる体制をとります。
- ② テレビ・ラジオ等で情報を得た時点で速やかにお迎えをお願いいたします

4、年に1回 災害時引き渡し訓練を実施いたします。



				登	園許可	丁意見	書					
		保育園長	 									
		N H M	2 130				平成	年	月	В		
										保育園		
							組	<u>氏名</u>				
								年	月	日生		
)印の感染症 定の予防上す						3 (保育園	は同法		
					記							
	〇印		疾患名				」 出席停止	リロット リロット リロック リロック リロック リロック リロック リロック リロック リロス リロス はい はい かんしょう はい				
1		百日咳			特有の咳が			5 日間の適〕	正な抗菌性	生物質製		
2		麻しん			解熱した後	後3日を経	経過するま	で				
3		流行性耳	下腺炎					の腫脹が発す こなるまで	見した後5	5日を経		
4		風しん			発疹が消失するまで							
5		水痘			すべての発疹が痂皮化するまで							
6		咽頭結膜熱			主要症状が消退した後2日を経過するまで							
7		結核			病状により園医その他の医師において感染のおそれが無い と認めるまで							
8		髄膜炎菌	İ性髄膜炎		同上							
9		腸管出血性大腸菌感染症			同上							
10	0 流行性角結膜炎				同上							
11		急性出血	L性結膜炎		同上							
12		感染性胃	腸炎		嘔吐下痢症状軽快し、全身症状改善されるまで							
13		その他(()								
			平成	年	月	月	より登	園可能				
			<u>.</u>	医療機関名	住所							
					医師氏名					<u>ED</u>		
			※主治医様	本文書	作成料は、	1 通500円	りでお願い	します。				
					.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.2.501						
								杉並区私立		合会		
								杉並区立子				
								杉並区立保		80		

登 園 届

施設長 様

	組 氏名_				
インフルエンザのため欠席させていまし	たが、回復し	ましたので	で連絡しる	ます。	
インフルエンザの型	(A型 •	B型	• 不明 •)
※急な発熱、全身倦怠感(から) 発症した日 た日を示します。判断に迷う場				月	日
解熱した(熱が下がった)日				月	日
登園を再開する日				月	日
受診した医療機関名					
		平成	年	月	日
	保護者名	1			
【インフルエンザの出席停止の期間の基準	1				
発症した後5日を経過し、かつ、解	熱した後3	日を経過	するまで	<u> </u>	
(学校保健安全法施行	示規則の一部を む	效正する省 令	3 平成 24	4年4月1	日施行)
※出席停止日数の数え方例 (発症・解熱した)	日を0日目とし	て数えます			
①2/1 発症→2/2 解熱→発症後 5 日経過→2/7 対	いら登園可。	<u>1</u> .	3 • 4 • 5 • 6	<u>8</u> · 7 · 8	
②2/1 発症→2/3 解熱→解熱後 3 日経過→2/7 だ	いら登園可。	$1 \cdot 2 \cdot 3$	<u>\(\daggregation 4 \cdot 5 \cdot 6 \)</u>	<u>8</u> · ⑦ · 8	
③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後 3 日経過→2/8 7			<u>4</u> · 5 · 6		
(凡例:発症日 □、 解熱	↓日 ◇、出席停止	:の期間		登園可能な	:日 〇)
※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の	日数の確認にご利力	用ください。			
前月 20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・	30・31 当月	1 • 2 • 3 • 4	• 5 • 6 • 7	8 • 9 • 10	
$11 \cdot 12 \cdot 13 \cdot 14 \cdot 15 \cdot 16 \cdot 17 \cdot 18 \cdot 19 \cdot 20 \cdot 21 \cdot 22$	23 · 24 · 25 · 26 ·	· 27 · 28 · 29	· 30 · 31		

	<u></u>	}	薬 5	þ ì	<u>\</u>	書		
(保護者	行記載欄)							
				平成	年	月	日	
上井草保育	1 園長殿							
疾患名	()	で現在服薬	しています	⊤が、治	療上、	保育時	間内での
与薬が必要 与薬が必要	更ですのでテ	私に代わり	、保育園で	の与薬をお	₃願いし	ます。		
				(- I)	<u> </u>		\	
	園児名			(平成	年	月	日生)	_
	/p =# ! : :							
	保護者名			I			<u> </u>	
,								
(主治医記:	載欄 <i>)</i>			R護者への打	旨示内容	字につし	へてご記	入くださし
薬名								
薬理作用								
投与方法 投与方法	内服、軟膏	 季布(部位	Ī) 、	座薬、	. その	他(
)							
保育園での								
与薬回数								
時間	午前・午後	乡()時頃、食	前・食後、	その他	()
条件	(定時) ()以上の勢	発熱時、その	の他()
期間	平成	年 月	日~平成	年	月	日まで		
								長6か月ま
			しないが、				ついてタ	知っておく
		ひエジャ ロ エ	1たらご記	入をお願い	します	0		
特記事項	べきこと等	宇かめりま	したうこ品) (C 40 //)				
特記事項	べきこと	_宇 かめりま	したりこむ					
		ら かめりま 		7 (2 42 11), (
特記事項医療機関和		す かめりま 			TEL			
		す かめりま 	(f)	, () ()			月	 日

上井草保育園 延長保育規程

上井草保育園延長保育事業は、上井草保育園延長保育規程により、保護者の需要に対応し、入所 児童の福祉増進を図ることを目的として実施するものです。

- 1. 開所時間 午前 7 時 30 分~午後 7 時 30 分までの 12 時間
- 2. 延長保育時間 保育標準時間利用者 午後6時30分~午後7時30分までの1時間 保育短時間利用者 取り決めをした保育時間帯(8時間)の前・後で延長保育 が必要になった場合、1時間単位で延長保育を実施いたし ます。

3. 延長保育の対象児

- (1) 在園児の内、満1歳以上児で保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事由により、延 長保育を必要としている方。
- (2) 上記に定める方の他、園長が緊急その他、やむを得ない事情があると認める時。
- (3) (1)(2)の規定にかかわらず長時間の保育により、発育又は健康上の支障を生じるおそれがあるお子様、著しい精神的不安を生じるお子様は、延長保育を受けることができません。

4. 延長保育申請

- (1) 事前申し込み(1か月単位・月額)の場合は、延長保育を希望する月の前月の、25日までに「延長保育申請書」に必要事項を記入の上、(勤務時間〈就労形態等〉と通勤時間を加えた時間が延長時間内午後6時30分~午後7時30分になる方です)保育園に提出してください。
- (2) 上記の他、事前申し込みがなく緊急にやむを得ず当日利用される場合は、(公共交通機関の事故や交通渋滞によりお迎えが遅くなる等) 1 日を単位として申請できます。下記、延長保育料の表に記載のある通りに必ずご連絡ください。

5. 延長保育時間の記録

- (1) 延長保育時間は、登園管理システムを利用し記録します。
- (2) ご兄弟姉妹でご利用の場合は、それぞれお子様ごとに記録します。

6. 延長保育料

延長保育料等はお子様一人につき以下のとおりです。

【保育標準時間対象児】

区分	時間	月額料金			
タ	18:30~19:30	別表「杉並区保育料表 延長保育料」のとおり	500 円		

※お子様1人につき、同じ月の中で4,000円(8回)を超える利用があった場合は、9回目 以降の利用料は徴収しません。

【保育短時間対象児】

1人あたり1回 1時間ごとに500円

7. 延長保育料のお支払方法

当月の延長保育料については、月末で締め切り、翌月5日頃までに、お子様ごとの請求書を発行いたしますので、同10日までに現金にてお支払い願います。

8. 延長保育料の減免

杉並区の条例に準じておりますので、個別にご相談ください。

9. 延長保育の解除

- (1) 延長保育の理由が消滅したり、その理由が無い事が判明したりしたとき。
- (2) 延長保育規程に違反したとき。
- (3) 延長保育終了時刻、午後7時30分を頻繁に遅れたとき。

10. その他

延長保育に伴い、午後6時40分頃に補食を提供いたします。

付則

平成30年7月1日施行平成30年8月1日改定